

はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金規正法が改正され、国会議員関係政治団体は、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務づけられるとともに、平成20年4月1日、「政治資金監査に関する具体的な指針」(政治資金監査マニュアル)の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適切に応えるため、登録政治資金監査人の登録や研修、政治資金監査マニュアルの策定・改定、登録政治資金監査人に対する指導・助言等、政治資金規正法に定められた所掌事務について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

その結果、政治資金監査は、平成21年分から平成30年分の収支報告まで10回を重ね、登録政治資金監査人も相当数が確保されるなど、概ね順調に実施されてきているところである。

この間、政治資金適正化委員会においては、第1期から第4期まで、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られるよう、様々な取組を進めてきた。

具体的には、第1期(平成20年4月から平成23年3月)において、登録政治資金監査人の登録や研修の整備、政治資金監査マニュアル等の策定を行うとともに、収支報告書等の記載方法等に関する見解や「政治資金監査に関するQ&A」等を示したほか、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について検討を行った。

続く第2期(平成23年4月から平成26年3月)においては、政治資金監査の実施状況等を踏まえながら、政治資金監査マニュアルの改定等を行うとともに、第1期の取りまとめにおいて今後検討すべきとされた事項についての検討を深めてきたほか、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みを示した。

第3期(平成26年4月から平成29年3月)においては、研修の機能の充実・向上の観点から、従来のフォローアップ説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」と位置付け、内容の充実等を図るとともに、第2期の取りまとめにおいて示された、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言についての検討を重ね、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から具体的な取組を開始した。

そして、第4期（平成29年4月から令和2年4月。委員会の開催状況については、【参考資料1】参照）では、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、特に政治資金監査の質の向上に重点を置き、登録政治資金監査人に対する研修（フォローアップ研修）及び個別の指導・助言に関して、次のように取組を進めてきた。

- ①研修については、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、具体的な実例を基にした実践的なものとなるよう、実際の政治資金監査におけるこれまでの誤りの事例を強調したり、これを踏まえた演習問題の量を増やすなど、研修内容の充実を図ったほか、政治資金監査を実施する期間において、追加でフォローアップ研修を開催し、すべての登録政治資金監査人に参加の呼びかけを行うなど、研修への参加の促進にも取り組んだ。
- ②平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から実施した登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組については、この取組の効果がより高まるよう、個別の指導・助言の対象となった者に対してきめ細かな対応を行うとともに、すべての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなど、3か年にわたり個別の指導・助言の取組を行ったところである。その他登録政治資金監査人から寄せられた質疑等に対しては、「政治資金監査に関するQ&A」の追加等により対応を行ったところである。

前記のとおり、政治資金監査が開始されて10回の節目を経て、政治資金適正化委員会は、第4期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、取組についての総括的な取りまとめを行うこととした。この取りまとめにおいては、政治資金監査の更なる質の向上を中心として、今後取り組むべき課題の検討の方向性等を提示している。

政治資金適正化委員会としては、政治資金監査の取組が政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上に一層資するよう、この取りまとめを踏まえ、今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していく。これにより、政治資金監査制度の適確な実施が引き続き図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながるように望むものである。

令和2年3月

政治資金適正化委員会

委員長 伊藤鉄男
 日出雄平
 浅井万富
 大竹邦実
 岩井奉信